　大阪府旅券法関係事務手数料の減免に関する取扱基準

第１　趣旨

　この基準は、大阪府旅券法関係事務手数料条例（平成12年条例第３号）第５条の規定による手数料の減額又は免除（以下「手数料の減免」という。）の申請手続等について必要な事項を定めるものとする。

第２　対象者等

（１）対象者

災害救助法（昭和22年法律第118号）又は被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用されたもののうち特に必要があると知事が認めた場合の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域においてこれらの法律の適用に係る災害により被害を受けた者であり、次のア及びイのいずれも満たす者とする。

ア　被災地に住民票を有している、又は被災当時に被災地に住民票を有していた者

イ　全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた者

（２）対象期間

災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用日から原則１年とし、必要に応じ延長する。

なお、災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用前の申請については手数料の減免の対象とならず、申請後に追加的に手数料の減免の申請がある場合についても還付は行わない。

（３）適用回数

手数料の減免の対象となる申請区分は紛消失届出を伴う新規発給を含め、１災害当たり全ての申請区分において１回限りの申請とする。

第３　申請手続等

（１）申請方法

条例第５条に規定する手数料の減免を受けようとする場合は、通常の旅券発給申請を行う際に窓口に出頭の上、申し出るものとする。

（２）提出書類

①　手数料の減免を受けようとする者は、通常の旅券発給申請に必要な書類及び写真に加え、次のア及びイを提出する。

ア　災害が発生した際に災害救助法又は被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に居住していたことを証明する書類として、住民票の写し又は戸籍の附票

イ　災害による全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害の程度を証明する書類として、罹災証明書

②　①にかかわらず、旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第６項の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとする者が旅券法施行規則（令和４年外務省令第10号）第25条に規定する書類を提出する際に、同時に条例第５条の規定による手数料の減免を受けようとするときは、①に掲げる書類を提出することは要しない。

第４　その他

（１）　本基準に定めのない事項については、旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第６項の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除の取扱いに準じて別途定めるものとする。

（２）　知事は、手数料の減免について特に必要があると認めるときは、本基準の規定によらず、別途定めるものとする。

附　則

この基準は、令和５年３月２７日から施行する。